

平成 28 年度 第 3 回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 平成 28 年 10 月 14 日 (金) 13 時 30 分～14 時 10 分
場 所 八戸市庁本館 3 階 議会第三委員会室
出席委員 9 名 浮木委員、北向委員、慶長委員、瀧澤委員、堤委員、
中村委員、中山委員、佐藤委員、工藤委員

●司会：ただ今より「平成 28 年度 第 3 回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。本日の会議は、鈴木委員が欠席されておりますが、過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することを報告いたします。また、当会議は「会議の公開」と「会議録の公開」としており、会議録につきましては、市のホームページで公開することにしておりますので、御了承ください。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

《会長挨拶》

●司会：ありがとうございました。これより進行は、会長をお願いいたします。

●会長：それでは、次第にそって、進めてまいります。本日の案件は「第 4 次八戸市男女共同参画基本計画最終案について」です。まず最終案の変更内容について、「資料 2」が事前に送付されておりましたが、その後においても変更があったようですので、「資料 4」についての説明と、本日新たに配布された「資料 5」について、あわせて説明をお願いしたいと思います。

●事務局：お手元の「資料 1 第 4 次八戸市男女共同参画基本計画 最終案」をご覧ください。7 月 1 日に実施いたしました、第 2 回八戸市男女共同参画審議会の後、審議会が出された意見等をふまえ、関係課との確認、調整の結果、「資料 1」の最終案のとおりとなっております。7 月 1 日から 9 月 11 日までの変更部分につきましては、すでに送付いたしております「資料 2 第 4 次八戸市男女共同参画基本計画変更内容」に記載のとおりです。最終案につきましては、先月 12 日に委員の皆さまへお送りした後も庁内の調整があり、変更・追加が生じております。

「資料 4 第 4 次八戸市男女共同参画基本計画変更内容」をご覧ください。9 月 12 日以降の変更につきまして、順にご説明いたします。最終案 3 ページをご覧ください。3 の計画の位置づけの 6 行目、女性活躍推進法第 6 条第 2 項の規定による八戸市推進計画に位置づけることを述べておりますが、この推進計画の該当箇所の記載方法につきまして、変更後の欄にありますように、本文に「※1 印」を付け、下の※1 印の説明部分を「本計画における」該当箇所と修正しました。12 ページをご覧ください。16 行目「教育・学習分野での指標の 1 つである」の「1 つ」につきまして、算用数字ではなく、ひらがなで記載することとしま

した。14 ページをご覧ください。事業No.6、男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査ですが、事業名を「男女共同参画意識調査事業」に改めました。24 ページをご覧ください。施策の概要 2つ目の■、ロールモデルに付く※印の位置にズレがありましたので訂正しました。25 ページをご覧ください。Ⅱ-(3)子育て・介護支援の充実の4行目、2段落目の子育て世代を支援するための前に、「こうしたことから」を追加しました。28 ページをご覧ください。事業No.78、介護予防ケアマネジメント事業ですが、事業内容の説明において、「要介護状態のおそれのある者」を「おそれのある方」に改め、「心身の状況などを把握し」の「し」を削除しました。29 ページをご覧ください。現状と課題の3行目、個人の尊厳を傷つける行為が増加し、問題化していますの増加の後の「、(点)」を削除しました。30 ページをご覧ください。事業No.85、事業名を「家庭(児童)女性等相談室」から「家庭・女性相談事業」に修正しました。変更点は以上となります。全部で102事業となりました。

次に、「資料5 第4次八戸市男女共同参画基本計画(案)への意見と市の考え方について」ご説明いたします。いわゆるパブリックコメントとなりますが、7月15日から8月15日まで実施し、寄せられた意見は、1名、1件となっております。概要は「資料5」のとおりで、生涯を通じた男女の健康づくりの推進に、禁煙と受動喫煙への危害対策を取り入れてほしいという意見でした。当基本計画案は、男女の健康支援について「生涯を通じた男女の健康づくりの推進」として包括的に記載しております。意見は参考としますが、事業の追加、変更等はせず、最終案のままとしたいと考えております。説明は以上となります。

●会長：ただいまの説明について、質問などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、委員の皆さまから、最終案について事前に質問や意見をいただいておりますので、それらを取りまとめた「資料3 事前質問・意見一覧表」をもとに、進めてまいりたいと思います。事前に提出された意見・質問について、補足説明があれば質問者からお話いただきまして、回答は担当課からお願いしたいと思います。新たに気づいた事などへの質問については、最後に取り扱いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、「資料3」一覧表のNo.1からはじめたいと思います。No.1は、用語の解説対象となる本文中の言葉には、右肩に「※」をつけることになっているが、「※」印がついていないところがありましたので、つける、つけないの法則のようなものがあればお知らせいただき、全体を統一したほうが良いのではないかというもので、例えばの部分、気づいた用語を列挙したものとなっております。市民連携推進課より、回答をお願いします。

●市民連携推進課：No.1のご意見にお答えします。ご指摘のありました用語の解説ですが、「※」印は、注目指標や事業名、事業内容等を除く本文につけております。ただし、本文に掲載されていない用語につきましては、事業名あるいは事業内容に「※」印をつけております。事務局で再度見直ささせていただきましたところ、本文に「※」印がついていない用語が2箇所ございましたので、修正いたします。なお、本文以外の用語解説につきましては、このままとさせていただきたいと思っております。

●会長：No.2 ですが、第 4 次あおり男女共同参画プラン 21 の趣旨を踏まえるとあるが、県の第 4 次プランはまだ策定されていない。策定途中の趣旨があるということかという質問です。委員、補足説明があればお願いします。よろしいですか。それでは、市民連携推進課、回答をお願いします。

●市民連携推進課：No.2 のご質問にお答えします。ご指摘のございました「第 4 次あおり男女共同参画プラン 21」は、現在策定途中となっております。6 月 28 日開催、青森県男女共同参画審議会で配布された第 4 次あおりプラン 21(仮称)の素案を送付いただいております。また、当市の基本計画策定時点では、第 4 次プランとして策定が完了していないため、「第 4 次」の文言を削除し、「あおり男女共同参画プラン 21」と修正いたします。

●会長：委員、よろしいでしょうか。つづいてNo.3 に移ります。6 ページの基本目標の(2)、「ライフ・スタイル」は「ライフスタイル」、中点が入らないのが正しい表記ではないのかという意見です。回答欄にありますように、修正するということですが、委員、それでよろしいですか。字句の訂正をお願いします。

次はNo.4、11 ページ第 3 章以降になりますが、今回の第 4 次計画には、新たに男女共同参画に関するマークが掲載されています。第 3 章には、カエルジャパンや、ポジティブ・アクションのマーク、すくすくジャパンなどが掲載されています。このほかに、「くるみん」や「くるみんマーク」なども紹介してはどうかという意見ですが、委員、補足説明があればお願いします。よろしいですか。それでは、市民連携推進課、回答をお願いします。

●市民連携推進課：No.4 のご意見についてお答えいたします。ご提案のございました「くるみんマーク」と「プラチナくるみんマーク」は、子育てサポート企業として厚生労働省の認定を受けた証となっております。計画の基本目標Ⅱの(3)子育て・介護支援の充実分野に関係しておりますので、26 ページの余白に掲載する方向で検討したいと考えております。

●会長：No.5 に移ります。13 ページと 28 ページにありますが、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方」の部分は、ワーク・ライフ・バランスを単なるバランスと解釈した書き方で、違和感がある。「とれた働き方」を削除することで修正できるのではないかという意見です。回答にありますように「とれた働き方」の文言を削除いただければとので、修正をお願いします。

次にNo.6 の質問ですが、14 ページの事業No.6、男女共同参画に関する市民および事業所意識調査で、事業内容に「市民や事業所などを対象に」とありますが、「など」は誰を指しているのか教えていただきたいということです。市民連携推進課、回答をお願いします。

●市民連携推進課：No.6 の質問にお答えいたします。ご指摘のございました「市民や事業所などを対象に」の「など」は、市政モニターを考えておりましたが、市政モニターも市民に含まれるため、「など」は削除させていただきます。

●会長：次のNo.7は、事業No.14、いのちを育む教育アドバイザー事業で、事業内容に「中学校において」と表記されてありますが、これまでの成果として小中連携の観点から、小学校へも案内等しているのであれば、「小・中学校において」と明記してはどうかという意見です。それでは、教育指導課より、回答をお願いします。

●教育指導課：ご指摘いただいた通り、小中連携に関わり小学校にも案内等しておりますが、この事業は、中学生を対象にした内容で行っております。具体的には、産婦人科の先生や泌尿器科の先生においでいただいて、性に関する講演などを中心に行っていただくことになっております。このようなことから、そのまま「中学校において」としたいと考えております。

●会長：次はNo.8で、事業No.37の両立支援事業の周知について、内容に「事業主を対象とした」と入れたほうがいいのかということと、助成金の周知を行う事業なので、事業名を「両立支援助成金の周知」としたほうがよいのではないかという意見です。産業労政課、回答をお願いします。

●産業労政課：No.37、両立支援事業は、厚生労働省が実施している事業でございます。ご指摘いただいたとおり、両立支援助成金につきましては、求職者あるいは離職者向けの支援ではなく、事業所・企業向けの制度ですので、「事業主を対象とした」を追加し、事業内容を「仕事と家庭の両立を支援するため、事業主を対象とした各種助成金制度を周知する」に、事業名を「両立支援等助成金の周知」と訂正させていただきたいと思っております。

●会長：ありがとうございます。これで、事前にいただいております質問・意見は終了いたしました。それでは、新たにお気づきになられたことがありましたらどうぞ。

●委員：最終案の14ページ、事業No.7、苦情処理委員会の設置とありますが、どこで、どういう形で設置するのか教えていただきたい。

●市民連携推進課：苦情処理委員会は、市民などから、市が行っている事業が男女共同参画に反する内容があると苦情が寄せられた場合に設置されるものであり、常設の委員会ではございません。委員会の案は作成済みであり、事務は市で担います。

●委員：29ページの安全・安心な社会づくり、現状と課題の6行目ですが、「男女共同参画の視点に配慮した避難所の開設・運営の在り方について」とありますが、災害時の避難所についてのことなのではないかと思われる。そのあとの8行目に、「災害時に避難所を円滑に開設」とあり、後にあるよりも、前の文に加えたほうが分かりやすいと思えます。

●市民連携推進課：検討させていただきます。

●委員：32 ページ、事業No.99、事業内容に「子育て世代包括支援センター」を設置とありますが、どこに設置し、どういう運営をするのか。国が設置を進めているのかなどを教えてください。

●市民連携推進課：現在、田向地区に建設をすすめております、(仮称)八戸市総合保健センターの中に設置する方向で、担当課が検討しております。

●会長：ほかにございませんか。

●委員：63 ページの年表です。母子保健行政になりますが、2000 年は「健やか親子 21」が始まった年になります。この「健やか親子 21」は、健康日本とあわせたプロモーションであり、1996 年の男女共同参画 2000 年プランで言及されて始まったものです。DV や虐待、育児不安等が盛り込まれております。遡ること 1994 年のリプロダクティブ・ヘルス・ライツを受けて、女性の差別、人権問題を踏まえ国の施策として「健やか親子 21」が始まっております。母子保健行政になりますが、ぜひ、年表に入れていただきたい。

●市民連携推進課：追記につきまして、検討させていただきます。

●会長：ほかに質問などはございますか。

よろしいですか。それでは、本日、審議されました質問、意見について、事務局でまとめていただき、第 4 次基本計画策定に向けて作業していただきたいと思います。

本日予定していた案件は以上ですが、その他、委員の皆さまから何かありますか。よろしいですか。事務局から何かありますか。

●事務局：本日いただきました意見を含め、第 4 次基本計画を修正後、会長に最終確認をお願いし、完成させたいと思います。また、皆さまにお知らせしておりましたが、来週 18 日の火曜日、午前 11 時 15 分から市長室におきまして、会長より市長へ第 4 次基本計画の内容を報告する予定としております。出席いただける委員の皆さまは、11 時 5 分までに 2 階秘書課へおいでいただきたいと思います。

●会長：以上で本日の議事を終了し、進行を司会へお返しします。

●司会：委員の皆様、本日は貴重なご意見をありがとうございました。これをもちまして「平成 28 年度第 3 回八戸市男女共同参画審議会」を終了させていただきます。